ける情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して謄本等の交付を請求するときは、当該請求により得られた納付情報により、現金をもつてするものとする。	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（貸金業法施行規則の一部改正）

第三条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	改正前
（電子情報処理組織による登録の申請の場合の納付方法） **第一条の六**　令第二条第二項ただし書及び第三条の十三第二項（令第三条の十四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、現金をもつて手数料を納付するときは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う法第三条第一項の内閣総理大臣の登録に係る同条第二項の登録の更新の申請により得られた納付情報により行うものとする。	［条を削る。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（保険業法施行規則の一部改正）

第四条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 ［第一編・第二編　略］ 第三編　保険募集 第一章　［略］ 第二章　保険募集人及び所属保険会社等 第一節　保険募集人（第二百十二条の七―第二百十五条の二）	目次 ［第一編・第二編　同上］ 第三編　保険募集 第一章　［同上］ 第二章　保険募集人及び所属保険会社等 第一節　保険募集人（第二百十二条の七―第二百十五条の三）
第二節　［略］ ［第三章～第五章　略］ ［第四編・第五編　略］ 附則 ［条を削る。］	第二節　［同上］ ［第三章～第五章　同上］ ［第四編・第五編　同上］ 附則
（特定保険募集人の登録で課税しないものの範囲） **第二百十五条の二**　［略］	（電子情報処理組織による登録の申請の場合の納付方法） **第二百十五条の二**　令第三十九条の三第二項ただし書の規定により、現金をもつて手数料を納付するときは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う法第二百七十六条の登録の申請により得られた納付情報により行うものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定保険募集人の登録で課税しないものの範囲） **第二百十五条の三**　［同上］

（公認会計士試験規則の一部改正）

第五条　公認会計士試験規則（平成十六年内閣府令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電子情報処理組織による提出等の特則） **第十条**　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第三条第一項の受験願書の提出、同条第三項の申請又は第五条第一項の申請（以下この条において「提出等」という。）を行う者については、内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）第四条第二項の規定は、適用しない。	（電子情報処理組織による提出等の特則） **第十条**　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条及び次条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第三条第一項の受験願書の提出、同条第三項の申請又は第五条第一項の申請（以下この条において「提出等」という。）を行う者については、内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）第三条第三項の規定は、適用しない。